

参考答案
〔憲法〕

第1 Xの主張

本件決議は、Xの思想・良心の自由（憲法19条）を侵害するものとして無効である。その理由は以下の通りである。

1 「思想・良心の自由」の侵害 憲法19条は、「思想及び良心の自由」を保障する。そのうち「思想」とは世界観、歴史観、人生観、主義といったその人の内面的精神的作用をいう。「良心」とは、事の善悪に関する倫理的・道徳的な判断をいう。

そして、憲法19条がいう「思想及び良心の自由」を「侵すことができな」とは、①個人がいかなる思想等をもつ、もたないに ついて、強制を加えたり、②不利益を課されたりすることができな」と、③思想等の有無について告白を強制されな」と、さらに、④ある行為が、思想等を不可分に結びつく場合には、当該行為が強制・禁止されな」とを意味する。本件決議は、「寄附・募金は個人の任意で行われるべきもの」というXの価値判断に対して、寄附・募金行為を実質的に強制するものであり、Xの思想・良心の自由を侵害するものと評価される。

2 （判断枠組み） もつとも、私的団体による構成員への、一定の行為の義務付けについては、当該団体の加入していることが団体の存立目的に合致する範囲で認められると評価されるから、結局は、当該行為の義務付けが団体の「目的の範囲内」（民法34条）かどうかの問題となる。一方、Yは地縁を基盤とする団体として重要な公的サービスも担っており、実質的に退会の自由が奪われていること

から、会員中にはさまざまな思想等を有する者が存在することが予定されている。したがって、通常の私的団体に比して、その会の活動の範囲は厳しく限定されるべきである。具体的には、1) 会の「目的の範囲内」（民法34条）の活動と見えるか、2) 構成員に協力義務を負わせることが公序良俗（民法90条）に反しないかにつき、当該団体の種類や性格、構成員の人権の性質、具体的な団体の行為とそれにより構成員が受ける不利益の内容、程度、態様等を踏まえ、個別具体的に判断される。

3 （具体的検討） 地縁団体であるYは、団体の目的が「良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うこと」と法定されており（地方自治法260条の2第2項1号参照）、定款に定められた団体の本来の直接的な目的の範囲に活動が局限されな」とい会社等とは性格が異なるものである。そして、本件各会は学校、公益団体とそれぞれ性格を異にし、それらに対する募金・寄附は個別の価値観に基づき寄附・募金に応じるか否かが判断されるべきものである。また、本件決議による会費の増額は、本件各会への募金・寄附という特定の用途を定めた特別会費と実質的に変わらない。そうすると、本件決議による会費増額徴収は、寄附金や募金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等についての会員の任意の意思決定・判断に関わりなく、事実上の強制をもって寄附・募金がなされるものであって、その寄附・募金の強制は、Y自治会の「目的の範囲内」を超えるものとして無効である。

第2 対立点と私見

1 第1に、Yは、脱退・休会が自由な任意加入団体であるから、Xの思想等は侵害されえないという反論が想定される。

しかし、Yは、強制加入団体ではないもの対象区域内の全世帯の約88・6パーセント、939世帯が加入する地縁団体であり、その活動は、市等の公共機関からの配布物の配布、災害時等の協力、清掃、防犯、文化等の各種行事、集会所の提供等極めて広範囲に及んでおり、地域住民が日常生活を送る上において欠かさない存在である。さらに、Yは、未加入者に対しては、〈1〉A市等からの配布物を配布しない、〈2〉災害、不幸などがあった場合、協力は一切しない、〈3〉今後新たに設置するごみ集積所やごみステーションを利用することはできないという対応をすることを決定していることからすると、会員の脱退の自由は事実上制限されている。したがって、会員中にはさまざまな思想等を有するものが存在することが予定され、その活動が「目的の範囲内」か否かは、Xが主張する判断基準で個別具体的に判断されるべきである。

2 第2に、Yは、地縁団体として、広く地域社会に貢献することが社会通念上期待される団体であるという反論が想定される。

地方自治法260条の2によれば、地縁による団体の活動目的は「……良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うこと」と法定されている（同条2項1号）。しかし、その社会的使命や職責から設立が義務付けられる税理士会、司法書士会等と

は異なり、活動内容が直接的な目的に局限されるべきものとはいえず、地域社会の公益のための寄附行為等が、ただちに「目的の範囲」外であるということではできない。

3 第3に、本件各会への寄附等には政治的・宗教的色彩はなく、また、本件決議によって義務付けられるのは1000円の増額に過ぎず、会員の思想等に関わるものでないという反論が想定される。

この点、本件各会はいずれも公益団体であり、それに対する寄附・募金は、政治的・宗教的色彩があるものとはいえない。しかし、本件決議がなされる前の寄附・募金の集金実態をみるに、概ね集金に応じた世帯は半数以下であり、しかも本件各会ごとに寄附・募金を拠出するかどうかの態度を異にしていた会員がいることから、本件各会への寄附・募金行為は、個別的な価値判断の反映とみられる。また、本件決議による増額分の会費1000円は、Yにおいて他の自治会費6000円とは別に管理し、その全額を、本件各会への寄附・募金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていたというから、本件各会への寄附・募金という特定の使途を定めた特別会費の徴収と実質的に同じとみるべきである。

以上の検討を踏まえるならば、本件各会への寄附・募金行為それ自体は、Yの「目的の範囲内」を超えるものではないとしても、本件決議による会費増額徴収は、Xの寄附等に対する任意の意思決定、価値判断を侵害するものであり、社会的に許容される限度を超えるものであって、公序良俗に反し、無効である。以上